

臨時職員の内容			
職種	一般事務	保育士	調理員 給食員
資格	なし	保育士	なし
賃金 (月額)	5440円～ (注)平成24年4月からは5600円になります		
勤務	月～金曜日 8時30分～12時 13時～17時15分 (注)保育園は勤務場所によってシフトが違います		
保険	社会保険・・・任用が2カ月を超える場合は対応 雇用保険・・・任用が31日を超える場合は対応		
有効 期限	提出の日から1年間		
雇用 期間	6カ月を超えない範囲		
任用	①役場2階総務課総務係で登録申請手続き ②必要に応じて順次任用		

判定基準		
要介護 4・5	特別障害者 になります	
	所得税控除 40万円	町県民税控除 30万円
要介護 1・2・3	障害者 になります	
	所得税控除 27万円	町県民税控除 26万円
要支援 1・2	非該当 になります	
	所得税や町県民税の 控除対象となりません	

※判定基準は、平成23年12月31日現在となります。
所得税と町県民税の控除は、税金の計算で本人の所得から差し引か
れる金額です。被扶養者となる場合には、別途控除されます。

認定書の手続き期間

1月16日(月)～3月15日(木)

雇用

臨時職員の登録を受け付け中

臨時登録はいつでも可能です

問 総務課総務係 282-1111

臨時職員の登録を受け付けていま
す。登録を希望する人は、役場2階
総務係で手続きをお願いします。雇
用は、業務の繁忙や欠員などの状況
で行いますので、必ずしも希望に添
えない場合もあります。

また、非常勤職員の募集と試験を
2月に予定しています。詳しい内容

は、1月下旬に回覧文書でお知らせ
しますのでご覧ください。

臨時職員の職種

▽一般事務▽保育士(要資格)

▽調理員、給食員

受付時間

8時30分～17時15分
(土日祝日を除く)

介護

要介護認定者は障害者認定書を交付
税申告で障害者控除が適用

問 福祉課介護保険係 282-1349

65歳以上で要介護認定を受けてい
る人は、所得税や町県民税の申告の
際に、障害者控除対象者認定書(認
定書)を提出すると、税の控除を受
けることができます。

認定書発行を希望する人は、介護
保険被保険者証をお持ちの上、役場

1階介護保険係窓口で申請手続きを
行ってください。手数料は無料です。
認定書の交付は、申請手続きから数
日後となります。

ただし、身体障害者手帳などで税
金の控除を受けている人は、認定書
の手続きは必要ありません。

心配の危険信号

▼子ども
▽食事に異常な執着を示す▽衣服や身
体が極端に不潔▽夜遅くまで外で遊ん
でいたり、家に帰りがたらない▽落ち
着きがなく乱暴、情緒不安定▽表情が
乏しく活気がない▽身体に不自然な外
傷、アザ、火傷が見られる

▼保護者
▽地域や親族と交流がなく孤立状態▽
子どもへの拒否的な発言▽養育に拒否
的で無関心▽子育てに疲れた様子

子どもへの虐待行為

▼身体的虐待

▽殴る、蹴る、投げ落とす暴力行為▽
逆さづりにする▽タバコの火など押し
付ける▽戸外に長時間締め出す

▼ネグレクト(教育の放棄や怠慢)

▽衣食住の世話をせず放置▽病気なの
に医師にみせない▽乳幼児を家に残し
たまま度々外出▽乳幼児を車の中に放
置▽家に閉じ込める▽保護者以外の同
居人による虐待を保護者が放置

▼心理的虐待

▽無視、拒否的な態度をとる▽罵声を
浴びせる▽言葉によるおどし、脅迫▽
きょうだい間での極端な差別扱い▽子
どもの目の前で配偶者への暴力を行う

▼性的虐待

▽性的関係の強要▽性的いたづらをす
る▽性器や性交を見せる▽ポルノグラ
フィーの被写体を子どもに強要する

里親になりませんか

児童虐待や経済的な理由で、家庭生
活ができない子どもを保護者に代わつ
て、家庭的環境で育てる人を「里親」
といいます。児童相談所では、家庭訪
問、電話相談、研修会、交流会で、里
親家庭をサポートしています。里親制
度を知りたい人、里親を希望する人
は、県中央児童相談所までお電話くだ
さい(☎381-4451)。

(参考資料) 県健康福祉部発行リーフレット

相談

子どもへの虐待防止
一人で悩まずに救いの手を

問 福祉課児童福祉係 282-1346

守りたい
みふねの宝を
未来へと



(注)写真はイメージです

子どもを救うワンコール☎0570-064-000
児童相談所全国共通ダイヤル 24時間つながります